

旭川医科大学点検評価規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学点検評価規程の一部を改正する規程

旭川医科大学点検評価規程（平成16年旭医大達第21号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条・第2条（略） （組織）</p> <p>第3条 点検評価室は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する副学長 (2) 学長が指名する学長補佐 (3) 基礎医学の教授 1人 (4) 臨床医学の教授 1人 (5) 看護学科の教授 1人 (6) 一般教育の教授 1人 (7) 事務局長 (8) <u>事務局次長（総務・教務担当）</u> (9) <u>事務局次長（病院担当）</u> （削除） (10) その他学長が必要と認めた者 若干人</p> <p>2 前項第3号から第6号まで及び第<u>10</u>号の委員は、学長が委嘱する。</p>	<p>第1条・第2条（略） （組織）</p> <p>第3条 点検評価室は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する副学長 (2) 学長が指名する学長補佐 (3) 基礎医学の教授 1人 (4) 臨床医学の教授 1人 (5) 看護学科の教授 1人 (6) 一般教育の教授 1人 (7) 事務局長 (8) <u>総務部長</u> (9) <u>病院事務部長</u> (10) <u>教務部長</u> (11) その他学長が必要と認めた者 若干人</p> <p>2 前項第3号から第6号まで及び第<u>11</u>号の委員は、学長が委嘱する。</p>

(任期)

第4条 前条第1項第3号から第6号まで及び第10号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第5条～第13条 (略)

附 則

この規程は、令和3年8月23日から施行し、改正後の旭川医科大学点検評価規程は、令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。

(任期)

第4条 前条第1項第3号から第6号まで及び11号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第5条～第13条 (略)